

FTAを含め、経済関係強化のための選択肢を検討－EU・米国首脳会議－（EU・米国）

2011年12月22日 欧州ロシア CIS 課 添付ファイル：なし

2011年11月28日のEUと米国との首脳会議では、ハイレベル作業部会を設置し、関税を含む両国・地域の貿易投資障壁の撤廃に向けた選択肢を検討することになった。EUと米国が自由貿易協定(FTA)を視野に入れた検討を進めるのは初めて。また、翌29日に開催された大西洋経済評議会(TEC)では、EUの認可事業者(AEO)の相互承認やエネルギースター協定の更新などで合意した。

<12年6月までに作業部会が中間報告>

EUと米国の首脳会議は11月28日、EUからはファンロンパウ欧州理事会常任議長、バローゾ欧州委員会委員長、アシュトン上級代表、ドゥ・グヒュト欧州委委員(通商担当)、米国からはオバマ大統領、クリントン国務長官らが出席し、ホワイトハウスで開催された。

[共同声明\(PDF\)](#)によると、両国・地域の貿易投資関係の協議枠組みであるTECの下に、欧州委委員(通商担当)と米国通商代表部(USTR)代表が議長を務める「[雇用と成長に関するハイレベル作業部会](#)」を設置し、米・EUの経済関係強化に向けた複数の選択肢を検討することで合意した。

作業部会では、経済成長、雇用などへの短中期の影響、それぞれの選択肢の実行可能性、2国間・多国間協定への影響・整合性などを考慮しつつ、以下の分野などでどのような選択肢があるかを検討する。

- 関税、関税割当など物品貿易の従来型の障壁
- 物品、サービス貿易、投資の障壁の削減、撤廃、防止
- 規制や標準の互換性の強化
- あらゆる分野の不要な非関税障壁の削減、廃止、防止
- 共通の関心を持つグローバルな課題や、第三国に関して共有する経済目的の達成に向けたルールや原則の開発のための協力の強化

選択肢には、規制協力からこれらの分野に対応する単一または複数の2国間通商協定の交渉まで含まれるとしており、関税についての協定、すなわちFTAも議論されると読める。この点、米国のケナード・EU大使は[記者会見](#)で、包括的なFTAの締結を目指すのか、それともセクター別の

協定を目指すのかという質問に対し、対話を制約するものではなく、経済関係の強化に向け「交渉テーブルから排除されるものはない」と述べた。

作業部会は 12 年 6 月までに中間報告を作成し、12 年末までに勧告を含む報告書を首脳に提出する。

<米・EU 間の FTA が公に議論になるのは初めて>

民間レベルではさまざまな団体、有識者が米・EU 間の FTA を提唱してきたが、公に大西洋間 FTA の可能性が示唆されるのは初めて。米・EU 間 FTA に関するレポートを発表するなど、この問題にかかわってきた欧州の通商シンクタンク ECIPE のリー・マキヤマ氏は、この時期に公に課題の 1 つとされた理由として、以下の 3 点を挙げた。

- (1) WTO 閣僚会議の議長声明の中で[加盟国のコンセンサスを得た部分](#)として、近い将来にドーハ・ラウンドが一括受諾方式により妥結する見込みはないことが確認された
- (2) 雇用機会を創出するほどの影響を与えるのは、日米などの大国との FTA だけで、世界で最も大きな大西洋間の経済的結び付きは、わずかな統合でも大きな利益をもたらす
- (3) EU と米国の産業構造は似ているため、これまでに両者が結んできた FTA ほどにはセンシティブな産業がない

EU は WTO 交渉を終わらせたという批判を受けたくなかったが、ドーハ・ラウンドの妥結断念により、米国との FTA という選択肢も取れるようになる。10 年にまとめた通商戦略は(「貿易、成長、雇用」と題し)、成長に影響を与える通商政策を重視する姿勢を示している。加えて、例えば EU・韓国 FTA では自動車産業が最後まで反対したが、米・EU 間では産業界はそれほどセンシティブではなく、産業界のロビー団体は、むしろ Taza[大西洋間 FTA、Transatlantic zero agreement、ECIPE の[レポート\(PDF\)](#)参照]を最優先課題にしているという。

ただし、選択肢が FTA に限られているわけではなく、マキヤマ氏も最終的な成果は FTA の形態を取るかもしれないし、取らないかもしれないとしている。実際の交渉が始まるまでに、最終的な合意によって何が得られるのかについて確信を得るため、相当の事前交渉が行われることになるだろう。とはいえ、米・EU が FTA も視野に入れ始めたことを公にしたことで、WTO やほかの FTA 交渉などに影響を与えると思われる。

<AEO の相互承認などにも合意>

このほか、首脳会議の翌日の 11 月 29 日に開催された TEC では、両国・地域の経済関係強化

のためさまざまな[合意\(PDF\)](#)がなされた。主な成果は以下のとおり。

- 両者の貿易安全のための事業者認定プログラム[EUの AEO、米国のテロ防止のための税関・産業界提携(C-TPAT)]の相互承認で合意。12年6月から実施予定。なお、日本は既に米国、EUとも相互承認に合意している。
- 電気自動車(EV)とスマートグリッドでの協力の促進のために基本合意書を取り交わした。EV、スマートグリッドの相互運用性についての研究を進めるために、米国のアルゴンヌ国立研究所、イタリア・イスプラの欧州委員会共同研究センター(JRC)の施設に、それぞれテストセンターを建設する。また、国際標準化での協力も進める。なお、EVについては、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)で、日米欧が安全基準の検討グループの設立に合意している([2011年11月30日記事参照](#))。
- ナノテク、クラウドなど先端技術での協力強化。
- 11年12月末で期限を迎えるエネルギースター協定を改定・更新する協定に仮調印。なお、同協定については11年6月に欧州委が延長を[勧告\(PDF\)](#)していた。12年前半中に、EU閣僚理事会の同意など締結に必要な手続きを進める予定。
- 情報通信技術(ICT)サービスに関する基本原則の見直し。EUと米国は11年4月にICTサービスに関する基本原則に[合意](#)し、WTO や自らの FTA 交渉に原則を取り込んでいくことにしている。既にいくつかの FTA 交渉では、原則の取り込みが試みられている。TEC では、FTA が原則を推進する上で有効なことを確認し、FTA により原則を法的拘束力のあるものにしていくことを引き続き模索することで合意した。
- 原材料についての協力の作業計画に合意。12年3月末までに専門チームが TEC に実施状況を報告する。輸出税に関する規律の交渉指針の共通化、第三国への対応での協力、OECD、WTO などでの協力を合意。
- 中小企業の国際化支援の情報交換、協力のさらなる推進。なお、EUと米国は11年にブリュッセルとワシントンそれぞれで、中小企業支援のベストプラクティスに関する情報交換などについてワークショップを開催している。

(牧野直史)